

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	資産移転課税をめぐる内外の方向性
他言語論題 Title in other language	Domestic and International Trends in Taxes on Transfers of Wealth
著者 / 所属 Author(s)	加藤 浩 (Kato, Hiroshi) / 国立国会図書館調査及び立法考査局専門調査員 財政金融調査室主任
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	827
刊行日 Issue Date	2019-12-20
ページ Pages	29-43
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	資産移転課税に関して、我が国で、格差の固定化防止等の機能が重視され資産移転時期の選択に中立な制度構築が検討されていることを確認し、併せてこの類の税に係る諸外国の存廃の方向性を探る。

* 掲載論文等は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

* 意見にわたる部分は、筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。

資産移転課税をめぐる内外の方向性

国立国会図書館 調査及び立法考査局
専門調査員 財政金融調査室主任 加藤 浩

目 次

はじめに

I 資産移転課税をめぐる方向性—国内の動向—

- 1 近年の議論
- 2 骨太の方針 2019
- 3 与党大綱 2019
- 4 政府税調中期答申
- 5 資産移転に係る課税に関する国内の方向性

II 資産移転課税の存廃等をめぐる議論

- 1 相続税の廃止・縮減を肯定する意見
- 2 相続税を擁護する意見

III 資産移転課税をめぐる方向性—諸外国の動向—

- 1 主要先進国
- 2 相続税を存置している国々
- 3 相続税を存置していない国々
- 4 資産移転に係る課税に関する諸外国の方向性

おわりに

キーワード：資産移転課税、相続税、贈与税、資産課税

要 旨

- ① 我が国においては、消費税の増税が行われる一方で、相続税・贈与税という資産移転に係る課税に関しても、格差の固定化の防止等の政策課題を背景に、各種の政策文書等で取り扱われ、注目度は高まっている。
- ② ここ1～2年の我が国における政策文書によると、資産移転に係る課税の役割として、再分配機能の向上、格差の固定化防止、機会の平等の確保という観点が重視されている。また、資産移転の時期の選択に中立的な税制を構築していく方向性も確認できる。
- ③ 一方、「相続税の廃止は、今日の世界的潮流である」とする見方も存在する。
- ④ 資産移転課税の廃止を肯定する意見では、所得課税との二重課税、富裕層による租税回避、事業承継に対する障害、税収の僅少さと徴税コストの大きさ等の課題が挙げられている。
- ⑤ 資産移転課税を擁護する意見では、資産の再分配機能の確保、格差の固定化の防止、機会の平等の確保等の役割が挙げられ、また所得課税との二重課税という論理が持つ問題点の指摘もなされている。徴税コストは、近年の情報交換制度や情報処理能力の増大で対処可能と論じられる。
- ⑥ 欧米等の先進国の事例を見ると、アメリカでは、控除の大幅な引上げによる減税が行われた。カナダ等では、相続税の廃止が行われた。一方、主要国全体では、相続税制度自体はおおむね維持されているともみなすことが可能で、イタリアのように、廃止された後に復活された事例が見られ、また、控除の引下げや税率の引上げによる増税の事例も少なくない。
- ⑦ 資産移転課税について、国内の方向性が定まってきたと考えられる一方で、諸外国においては、明確な潮流を見出せると断定するのは難しい。
- ⑧ 今後も、諸外国の動向を的確に把握し、様々なデータも活用しつつ、我が国の税体系の一環としての資産移転課税のあるべき態様が探られるべきであろう。

はじめに

2019年10月1日、消費税率の引上げが、社会保障制度の安定的な財源の確保を目的として行われた⁽¹⁾。消費税は、景気の影響を受けにくく、急増する社会保障給付等の公共サービスの継続に資する安定した税収を見込めると言われる。一方、消費税は低所得者にとって負担感の大きい税であると言われ、所得や資産が少ない人への配慮として、再分配の視点を忘れないようにするべきであるという意見がある。この意見によれば、我が国においては、格差の広がり直面せざるを得ない現況に鑑みると、税による再分配機能を高めるために、所得税における累進課税等の強化や相続税の引上げ等の改革は避けられないとされる⁽²⁾。

自由民主党・公明党の「平成31年度税制改正大綱」⁽³⁾（以下「与党大綱2019」）は、その基本的な考え方として「税制は経済社会のあり方に密接に関連するものであり、今後とも、格差の固定化につながらないよう機会の平等や世代間・世代内の公平の実現、簡素な制度の構築といった考え方の下、検討を進める」⁽⁴⁾と記している。この与党大綱2019の決定時には、「今後、相続税・贈与税⁽⁵⁾の取扱いがテーマになる」旨を与党政治家が表明したと報じられている⁽⁶⁾。これは与党大綱2019の基本的な考え方に沿った発言と考えられる。

2019（平成31）年度税制改正をめぐる各紙社説の中には、相続税が近年の改正で強化され課税対象が拡大されていることを踏まえた上で、更にその効果を検証しつつ、富裕層への一段の課税強化などの議論を深め、税による再分配機能の回復を通じて格差是正につなげたいと述べるものがある⁽⁷⁾。また、次年度以降の税制改正のテーマとして注目すべきものは相続税・贈与税の類の資産課税であるとする有識者の意見も見られる⁽⁸⁾。

本稿は、相続税・贈与税という（無償の）資産移転に係る課税に関する国内外の方向性を鳥瞰（ちょうかん）するものである。最初に、国内の近年の方向性をめぐる議論について、各種の政策文書等に基づき簡潔に記述する。次に、この資産移転課税をめぐる、「相続税の軽減や廃止は、今日の世界的潮流である」⁽⁹⁾等と言われる中で、相続税（以下、適宜、補完税としての贈与税も

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2019年11月1日である。

(1) 「消費税率引上げについて」財務省ウェブサイト <https://www.mof.go.jp/consumption_tax/>

(2) 「社説 支え合う社会の将来像描け 5年半ぶり消費増税」『朝日新聞』2019.10.1; 森信茂樹『税で日本はよみがえる—成長力を高める改革—』日本経済新聞出版社、2015、pp.277-286等を参照。

(3) 自由民主党・公明党「平成31年度税制改正大綱」2018.12.14. <https://jimin.jp-east-2.storage.api.nifcloud.com/pdf/news/policy/138664_1.pdf?_ga=2.240824389.719334189.1552543219-359744078.1552543219>

(4) 同上、p.2.

(5) 相続等により財産を取得した際に相続税が課税される場合、もし、被相続人が生前、相続人となるべき配偶者や子に財産を贈与していたとしたら、相続税が課税されなかったり、課税されるとしても少ない負担で済み、生前贈与で財産を分散した場合としなかった場合とでは、同額程度の財産を取得した者の間で税負担に著しい不公平が生じることになる。そこで、生前の贈与による取得財産には贈与税を課税することが通常行われる。このため贈与税は相続税を補完する機能を有するものとされる。税務大学校『相続税法 平成31年度版 基礎編』2019、pp.3-4. 国税庁ウェブサイト <<https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/kohon/souzoku/pdf/31/sozoku.zip>>等を参照。

(6) 「記者座談会 19年度税制改正の舞台裏を探る 消費税率引き上げ対策に腐心—10%の先も見据え—」『税務経理』9742号、2019.2.8、pp.8-12.

(7) 「主張 与党税制大綱 改革の先送りは許されぬ」『産経新聞』2018.12.14.

(8) 森信茂樹「今年こそは本格税制の議論を」『税務弘報』67巻3号、2019.3、p.6.

(9) 酒井克彦「所得税法上の所得区分等の在り方—経済社会の変容に即応した課税—（第10回）相続税廃止と譲渡所得課税」『税理』62巻12号、2019.10、pp.74-87.

含むものとする。)の存廃等に係る意見・主張を紹介する。最後に、国際的に見られる動向について概観する。

I 資産移転課税をめぐる方向性—国内の動向—

1 近年の議論

現在内閣府に設置されている税制調査会(以下「政府税調」)は、2000年7月に「わが国税制の現状と課題—21世紀に向けた国民の参加と選択—」⁽¹⁰⁾を答申として取りまとめた。そして、これ以降、長年にわたって、個人所得課税や消費課税が適切な機能を発揮していく中で、少子・高齢化や経済のストック化の進展等の経済社会の構造変化に対応しつつ、相続税がその機能を十分に果たすべきであると指摘してきた。具体的には、高齢者層への資産の集中に鑑みると相続税に対する担税力を有する層が広がってきていること、高齢者世代内でも資産格差が顕著化しており、相続によって格差が次世代へと引き継がれる可能性が増加しており、資産の再分配機能の回復を行う必要があること、あるいは景気動向に大きく左右されない安定的な税収を確保していくという財源調達機能の拡充の観点から相続税が重要な役割を担っていること等を論じてきた⁽¹¹⁾。2013(平成25)年度税制改正では、この議論を受け止める形で、基礎控除の引下げ(5000万円+1000万円×法定相続人数→3000万円+600万円×法定相続人数)や最高税率の引上げ(50%→55%)等、相続税の課税ベースの拡大が行われた。これは税制全体の大きな枠組みとしては、消費税増税とセットで決められたものであった⁽¹²⁾。

また、経済活性化の観点から、高齢者に偏在する資産の若年世代への世代間移転を促進して消費拡大や景気刺激につなげるという目的のため、贈与税を緩和する様々な措置が取られるようになった。これも長年にわたって、政府税調等で議論されたテーマであった。具体的な措置としては、住宅取得等資金、教育資金、結婚・子育て資金に関する時限的な非課税措置⁽¹³⁾がこの間に導入されている。ただし、これらの非課税措置は、資産が子・孫等の家族内のみで非課税で承継され、格差を次世代へと引き継がせて固定化させることにつながりかねない面もあるため、期限の到来を見据えて見直しを行うことが必要であるという考え方が、近年強まってきている。格差の固定化を防止しつつ、かつ高齢者が持つ資産の次世代への移転において、時期の選択に(より)中立的な⁽¹⁴⁾制度を構築するという観点が、重要視されている。

ここ1~2年も各種の政策文書で、格差の問題の残存等を背景に、相続税・贈与税に係る言及がなされている。以下で主要なものを紹介する。

(10) 税制調査会『わが国税制の現状と課題—21世紀に向けた国民の参加と選択—(答申)』2000.7. 国立国会図書館インターネット資料収集保存事業ウェブサイト <<http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1238758/www.cao.go.jp/zeicho/tosin/zeichof/zeicho.html>>

(11) ここ20年の政府税調における答申の変遷等については、加藤浩「資産課税改革の動向と展望—相続税・贈与税に係る論点をめぐって—」『レファレンス』753号, 2013.10, pp.33-62. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8328284_po_075302.pdf?contentNo=1>等を参照。

(12) 「相続増税(ことば)」『日本経済新聞』2013.8.19では、相続税の増税について、「富裕層に負担を求め、消費増税への理解を求める狙いもあった」としている。

(13) 詳細は「贈与税に関する資料」財務省ウェブサイト <https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/property/e06.htm>等を参照。

(14) 税制が、個人の経済活動における意思決定をゆがめないようにすること。

2 骨太の方針 2019

政府が2019年6月21日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2019—「令和」新時代：「Society 5.0」への挑戦—」（以下「骨太の方針2019」）は、急速な少子高齢化や働き方の多様化が進展する中、経済成長を持続させ安定的な税収基盤を構築するために、税体系全般にわたって見直しを進めるとしている。

さらに、骨太の方針2019は、(相続税・贈与税の類の)資産課税⁽¹⁵⁾について、資産の再分配機能の向上、格差の固定化防止等の観点から、これまでの改正の効果も勘案しつつ、今後も検討を進めるとしている。また、資産課税については、資産移転の時期に中立的な制度の構築に向け、検討を進めるとしている。ただし、機会の平等の確保に留意することを明記しており、格差が次世代へと引き継がれないような制度構築を行う必要性を示唆している⁽¹⁶⁾。

3 与党大綱 2019

与党大綱2019は、前述のように、格差の固定化につながらないよう機会の平等や世代間・世代内の公平の実現、簡素な制度の構築といった考え方を基本とする旨⁽¹⁷⁾を記している。

また、前述した、格差の固定化の防止を図りつつ資産移転の時期の選択に中立的な税制を構築する必要があるという問題意識を表すものとして、以下の2つの項目を盛り込んでいる⁽¹⁸⁾。

- ① 過去の税制改正で導入した、教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置は、高齢者世代の資産を早期に若年世代に移転させて経済を活性化するところに目的があった。しかし、導入当初と比較すると、制度の適用数は大幅に減少してきている。また、これらの措置が格差の固定化につながらないよう、機会の平等の確保に留意した見直しが必要との指摘が従来から存在する。このような現況等に鑑みて、適用対象の見直し等を行う⁽¹⁹⁾。
- ② 高齢化の進展に伴い、相続時において、相続人が既に高齢となっている（いわゆる「老老相続」）という問題が見られる。このような現況の下、より一層生前贈与を促進する観点から、資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築が課題となる。諸外国では、生前贈与と相続に対して相続税を一体的に課税することにより、資産移転の時期の選択に中立的な税制が構築されている例⁽²⁰⁾がある。我が国においても、相続時精算課税制度⁽²¹⁾の適用を選択すれば、生前贈与と相続に対する一体的な課税が行われることになるが、必ずしも当該制度が十分には活用されていない。今後は、諸外国の制度も検討した上で、格差の固定化回避と機会の平等確保に留意して、資産移転の時期の選択に中立的な制度を構築する方向で検討する。教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置については、次の適用期限の到来時に、制度の必要性について改めて見直しする⁽²²⁾。

(15) 以下、本稿においては、「資産課税」の表記で、相続税・贈与税を指すものとする。

(16) 「経済財政運営と改革の基本方針2019について」（令和元年6月21日閣議決定）p.71. 内閣府ウェブサイト <https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2019/2019_basicpolicies_ja.pdf>

(17) 自由民主党・公明党 前掲注(3), p.2.

(18) 同上, pp.14-15, 45-46.

(19) 同上, pp.45-46. 受贈者に所得要件を課したり、教育資金の範囲を従来よりも限定する等の見直しを行うこととした。

(20) 諸外国の例に関しては、加藤浩「資産移転と課税—若年世代への資産移転の促進と相続税・贈与税—」『レファレンス』820号, 2019.5, pp.1-19. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11285441_po_082001.pdf?contentNo=1>等を参照。

(21) 相続時精算課税制度については、同上

(22) 自由民主党・公明党 前掲注(3), pp.14-15.

4 政府税調中期答申

政府税調は、2019年9月26日に中長期の税制の在り方を示す中期答申を取りまとめた⁽²³⁾。

中期答申では、まず、平成の30年間を回顧し、経済社会の様々な構造変化の進展を指摘している。そして、相続税・贈与税に関連する指摘として、以下のように記述している⁽²⁴⁾。

- ① 働き方の多様化が進み、非正規雇用者が増加した。収入や生計の在り方も多様化した。高齢化や未婚化等の影響により、一人の世帯や夫婦のみの世帯、ひとり親と子どもの世帯が増加するなど、世帯類型の多様化が進んだ。ひとり親世帯は、その平均所得が、(子どもがいる世帯の中の)他の類型の世帯を下回っている。世帯所得により大学進学率に差異が見られ、最終学歴により平均賃金にやはり差異が見られる。
- ② 高齢化に伴い、高齢者世帯に資産の蓄積が偏る傾向が見られる。また、高齢者世帯間における資産の偏在も顕著となっている。
- ③ このような現況において、個人が各々の事情に応じた多様な働き方やライフコースを選択でき、能力を発揮できる社会を実現することが求められている。特定の働き方やライフコースを前提とせず、格差の固定化を回避するよう、社会の諸制度を見直す必要がある。

続いて、中期答申は、令和時代の税制の在り方として、個人所得課税、相続税・贈与税、法人課税、納税環境の整備等について、見解を述べている。そして、相続税・贈与税に関しては、おおむね次のように記述している。

- ① 今後、少子高齢化の下で、相続発生件数の増加と相続人数の減少が、全体の傾向として予想される場所である。これは、相続人一人ひとりが被相続人から引き継ぐ財産を増加させる要因となり得る。高齢世代内における資産蓄積の偏在が、相続を機会に、次世代に引き継がれる可能性も大きくなってきている。このような背景に鑑みると、資産課税の持つ資産の再分配機能は引き続き重要である。
- ② (社会保障制度の充実を通じて)「老後扶養の社会化」が進展してきている。これを踏まえれば、被相続人が生涯にわたり社会から受けた給付を清算するという観点からも、資産課税は重要な役割を果たす。
- ③ 高齢世代における資産蓄積が顕著な中、高齢化の進展は「老老相続」を増加させており、消費意欲の高い若年世代への資産移転が進みにくい状況になっている。また、贈与税については、相続税負担の回避防止を目的として、高めの税率を設定しているため、生前贈与に対しては、一定の抑制が働いていると考えられる。
- ④ 相続税・贈与税については、暦年課税との選択制として、相続時精算課税制度が導入されている。この制度を選択すれば、それ以降の税負担は資産移転の時期の選択によらず一定となる。そのため、生前贈与に対する抑制は働かないと考えられるが、この制度が必ずしも広く利用されていないという実態がある。諸外国では、相続と生前贈与をより一体的に捉えた課税により、資産移転の時期の選択に対する税制の中立性を確保している例もある。我が国においても、諸外国の例を参考に、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、現行の暦年課税制度と相続時精算課税制度との在り方を見直し、格差の固定化を防止しつつ、

⁽²³⁾ 税制調査会「経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方」2019.9. 内閣府ウェブサイト <https://www.cao.go.jp/zei-cho/shimon/1zen28kai1_2.pdf>; 「消費税一層重要に」 政府税調が中期答申『日本経済新聞』2019.9.27.

⁽²⁴⁾ 政府税調が重視する経済社会の構造変化の進展については、例えば、加藤 前掲注⁽²⁰⁾, pp.12-13 等を参照。

資産移転の時期の選択に中立的な税制を構築すべく検討する必要がある。

- ⑤ 資産の早期移転による消費拡大を通じて経済を活性化させるという目的に基づき始められた施策として、各種の贈与税非課税措置がある。これらの措置は、格差の固定化につながりかねない側面を持つ。これら各種の非課税措置の在り方についても、併せて検討する必要がある。

5 資産移転に係る課税に関する国内の方向性

これまでに紹介した、骨太の方針 2019、与党大綱 2019 及び政府税調中期答申のいずれも、再分配機能の向上、格差の固定化防止及び機会の平等の確保といった、相続税・贈与税に由来から期待される役割を重視する姿勢については、堅持しているものと考えられる。また、これらの姿勢を保ちつつ、資産移転の時期の選択に中立的な税制を構築していく方向性も確認できる。現在のところ、前述したような、「世界的潮流に沿って、相続税の軽減や廃止を追求する」というようなスタンスは見られないと言い得るであろう。

II 資産移転課税の存廃等をめぐる議論

ここでは、相続税の廃止・縮減に係る意見と、存続を擁護する意見とを概観する。

1 相続税の廃止・縮減を肯定する意見

前述したように、「世界では相続税を廃止・縮減しようという潮流がある」とする指摘がある。この立場からは、2013（平成 25）年度税制改正当時の相続税増税に関して、「我が国の議論は世界の潮流に全く背を向けたものである」とする主張がなされた。その主張によると、諸外国で相続税が批判され、廃止や縮減につながっている理由は、主として次のようなものである⁽²⁵⁾。

- ① 累進所得税制がある以上、残りの遺産（課税後の所得に基づく蓄積）に相続税をかける必要はなく、相続税をかけると二重課税となる。
- ② 相続税のように「富（資産）の再分配機能」を目的とする別個の税目を構成する必要はなく、一時的・偶発的・恩恵的利得であれ、人の担税力を増加させる経済的利得に対しては、所得税における所得分類や累進税率の問題に帰着させて対応すれば十分である。
- ③ 富裕層はタックス・プランニング⁽²⁶⁾を用いて相続税を節税できるが、それを行いつらい者が課税されるのは不公平である。金融資産は（例えば資金の外国への移転等で）課税逃れができるのに、不動産だけが捕捉されて課税されるのも不公平である。
- ④ 住宅価格の上昇の結果、中間層への相続税の課税は、キャッシュフローのないところへの課税となり、これに対して不満の声が挙がる。
- ⑤ 中小企業等の事業を子どもに承継することが困難になる。

⁽²⁵⁾ 渡辺裕泰「相続税廃止の世界的潮流と日本」『税経通信』67 巻 6 号, 2012.5, pp.17-22; 佐藤和男「第 8 章 わが国における相続・贈与税制の歴史の変遷と課題」海外住宅・不動産税制研究会編著『相続・贈与税制再編の新たな潮流—イギリス、アメリカ、ドイツ、フランス、スイス、カナダ、オーストラリア、日本—』日本住宅総合センター, 2010, pp.265-290 等を参照。

⁽²⁶⁾ 将来の税負担の発生に関して予め計画を立て、税務上のコスト・リスクを低減・排除し、税負担の最小化につなげる行為。

- ⑥ 相続税収の税収全体に占める比率は高くなく、税収の増加のための対策にはならない。徴収コストもかかる。

なお、資産の再分配自体への疑問を呈する意見もある。従来は国家による資産（富）の再分配を“是”とする価値観が国民に支持されていたために相続税の再分配機能が重視されてきたが、純粋に資本主義・自由経済体制を前提にするのであれば、相続税による資産（富）の再分配は必然的なものではなく、むしろ租税の中立性の観点からは疑義が提起されるおそれすらあり得るという意見である。この意見は、能力主義を“是”とする価値観の下では、ある人の能力と努力の結晶というべき遺産をどのように処分すべきかは、第一次的には、その人の意思（遺言）によって決せられるべきであって、直ちに社会的に再配分されねばならないとは言えないとするものである⁽²⁷⁾。

2 相続税を擁護する意見

相続税を擁護する意見としては、Iで前述したように、資産の再分配機能の発揮と格差の固定化の防止、機会の平等の確保によって、個人がその能力を十分に発揮できる社会の実現等を理由とするものがまず挙げられよう。

また、消費税を税制の基軸に据えていくのであれば、生涯ベースで考えた時に、所得＝消費＋資産移転（贈与・相続）⁽²⁸⁾になるのであるから、補完的な課税ベースとしての資産を軽視してはならないという指摘がある⁽²⁹⁾。

さらに、以下のような意見がある⁽³⁰⁾。

- ① 資産（富）の集中は、権力や影響力の増大を生みやすく、富裕層に対して一層資産を集中させるような政策選択につながりやすい。
- ② 資産の集中は、社会の分断を生みやすく、社会の結束等に対して有害である。
- ③ 相続税・贈与税の対象となる資産は、それを稼得した際に既に所得税等を課税されているから、資産への課税は二重課税になるという論理があるが、資産を単に受領するだけの相続者・受贈者は、資産を自らの労働等の成果として稼得したわけではないので、そもそもこの論理は当てはまらない。また、この論理を突き詰めれば、所得税を課されて残った資産を消費する場合に課される消費課税も二重課税ということになる。もし二重課税を排除することが良い政策の必要条件ということならば、課税済みの所得の残余部分から支払われるべき消費課税も廃止するべきであるということになる⁽³¹⁾。
- ④ 相続税は主として中間層に影響を与えるため、しばしば不公平であると認識される。自宅

⁽²⁷⁾ 岩崎政明「第9章 相続税を巡る諸問題」水野正一編著『資産課税の理論と課題 改訂版』（21世紀を支える税制の論理 5）税務経理協会、2005、pp.179-206。

⁽²⁸⁾ 税務大学校 前掲注(5)、p.1。

⁽²⁹⁾ 関口智「相続税・贈与税の理論的基礎—シャープ勧告・ミード報告・マリーズレビュー—」『税研』25巻6号、2010.5、pp.20-32；宮島洋編著『消費課税の理論と課題 2訂版』（21世紀を支える税制の論理 6）税務経理協会、2003、pp.2-3。なお後者は、個人の生涯ベースのモデルではなく、いわゆる王朝（dynasty）モデル（個人の財産を引き継ぐ子孫等までも含めた「一族」をベースにしたモデル）を採用すれば、資産移転の規模にかかわらず、いずれ子どもや孫等の将来世代が消費を行った時に消費課税が適用されればよいという考え方があることを述べている。ただし、現実には、非課税の無償資産移転を許容し、富の集中と機会の不平等を強める王朝モデルに正当性は認めがたいこと等も付記している。

⁽³⁰⁾ European Commission, *Tax Policies in the European Union: 2018 Survey*, Luxembourg: Publications Office of the European Union, 2018, pp.58-70. <https://ec.europa.eu/taxation_customs/sites/taxation/files/tax_policies_survey_2018.pdf>

⁽³¹⁾ “The Case for Taxing Death,” *The Economist*, vol.425 no.9068, Nov. 25, 2017, p.13.

しか資産がないような層と比較すれば、超富裕層は課税を回避するためのテクニックを駆使できる機会をより多く享受できる。また、(死後も) 自己の近親の世話をできるように資産を残しておきたいという感情と、税制がそのような資産の相続を過度に邪魔してほしくないという感情が共に広く見られ、これが相続税・贈与税に関する一番大きい不満と考えられる。しかし、中間層への影響や近親への相続資産の確保といった問題は、他の適当な制度設計で対処できる。

なお、事業の子どもへの承継に関しては、事業用資産への重課が家族経営の事業の死活問題であり、雇用の維持にも関係するため、公平性を犠牲にして、事業用資産に対して優遇措置を講じる場合が多く見られるが、実証研究によると、一家の事業経営を承継した場合に生産性の上昇の鈍化等が見られることがあるという⁽³²⁾。公平性を犠牲にして得られるはずの(資源配分の効率性に関わる) 効果が大きくない可能性が示唆されている⁽³³⁾。

加えて、税収が小規模であり徴税コストがかかることについては、次のような見解がある⁽³⁴⁾。

- ① 限定された規模の税収は、近親に資産が移転した際に適用される低税率を反映している。また、これは大きな遺産に対する寛大なアプローチの結果でもある。
- ② 相続税に反対する者は、資産の価値を評価・確定することの困難さとコストを引合いに出す。しかし、この問題に関連する困難さは誇張されるべきではない。第三者からの報告や情報交換によって、資本課税の回避は利益を生まなくなりつつあるし、大規模データベースの情報処理能力の増大は行政コストを軽減しつつある。
- ③ ある程度の基礎控除を設けて評価の負担から行政事務を解放すれば、税収とコストとが釣り合うようになる。

相続税収については、最近では年間 2 兆 2000 億円台で推移しており、この税収額は国の一般会計の税収額 62.5 兆円 (2019 年度予算) の 2% 強に過ぎない。従来から、国税庁の徴税職員約 5.6 万人のうち、相続税・贈与税・資産譲渡所得税を担当する数千人の職員数との対比で言えば、この分野の徴税効率の費用対効果が低いという批判が存在するという。しかし相続税・贈与税は担税力の高い高額所得者が納税者の中心に位置し、脱税等の抑止の必要性は高いものがあり、単純な費用対効果で割り切るべき問題ではないという見方がある⁽³⁵⁾。

Ⅲ 資産移転課税をめぐる方向性—諸外国の動向—

ここでは、アメリカ・カナダ・EU 加盟国・オーストラリア等を中心とした諸外国における、相続税等の資産移転課税の有無を中心に、その廃止や復活、縮減・強化等について概観し要点

⁽³²⁾ Nick Bloom, "Inherited Family Firms and Management Practices: The Case for Modernising the UK's Inheritance Tax," *CEP Policy Analysis*, [2006]. <http://cep.lse.ac.uk/briefings/pa_inherited_family_firms.pdf>; Volker Grossmann and Holger Strulik, "Should Continued Family Firms Face Lower Taxes than Other Estates?" *Journal of Public Economics*, vol.94 issue 1-2, February 2010, pp.87-101.

⁽³³⁾ Anna Iara, "Wealth distribution and taxation in EU Members," *Taxation Papers: Working paper*, no.60, 2015, p.17. <http://ec.europa.eu/taxation_customs/resources/documents/taxation/gen_info/economic_analysis/tax_papers/taxation_paper_60.pdf>

⁽³⁴⁾ *ibid.*, p.18.

⁽³⁵⁾ 荒井俊行「各国の相続税制について」『土地総合研究』27 卷 3 号, 2019 年夏, p.90. <http://www.lij.jp/html/jli/jli_2019/2019summer_p085.pdf>

を記す⁽³⁶⁾。最初に主要先進国について記述し、次に相続税を存置している国々及び存置していない国々について、近年の特徴的な動向を中心に概括する。

1 主要先進国

我が国を除く G7 諸国（アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、カナダ）のうち、相続税のない国はカナダのみである。後述のように、カナダは 1971 年に相続税を廃止した。主要先進国ではそれぞれの国の事情により紆余曲折があるものの、相続財産に対する課税が行われているのが一般的であると言える⁽³⁷⁾。

(1) アメリカ

2 大政党制のアメリカでは、概括的に言えば、共和党は遺産税⁽³⁸⁾の軽減・廃止を、民主党は遺産税の存続・強化を主張する立場である。近年では、2001 年に共和党のブッシュ（George W. Bush）政権が、2010 年における遺産税の廃止を決定した。これに対して、2008 年に発足した民主党のオバマ（Barack Obama）政権は、最高税率を 35% から 40% に引き上げるなど、遺産税の存続・強化を行った。2017 年になると、再び共和党が政権を奪取し、トランプ（Donald Trump）政権下で税制改革が行われている。遺産税及び贈与税については、2025 年 12 月 31 日までの時限措置ではあるが、基礎控除が 1118 万ドル（2018 年度時点）へと従来に比して倍増する措置が講じられ、さらに毎年インフレ調整による改訂がなされることになっている⁽³⁹⁾。遺産税の廃止は、共和党の長年にわたる目標であり、トランプ大統領の税制改革案の大枠でも掲げられていた⁽⁴⁰⁾。しかし、高所得者のみが得する改正ではないかといった批判も生じる中で、最終的に遺産税という税目は存続するという案に落ち着いた⁽⁴¹⁾。

⁽³⁶⁾ 特に記さない限り、各国の現行の制度については、*European Tax Handbook 2019*, Amsterdam: IBFD, 2019 等を参考にし、必要に応じて適宜各国ウェブサイト参照した。存廃等の動向については、European Commission, *Cross-country Review of Taxes on Wealth and Transfers of Wealth: Revised Final report*, October 2014, pp.97-401. <https://ec.europa.eu/taxation_customs/sites/taxation/files/docs/body/2014_eu_wealth_tax_project_finale_report.pdf>; 立岡健二郎「相続税の課税方式に関する理論的考察—取得税方式への回帰に向けて—」『JRI レビュー』vol.4 no.5, 2013, pp.88-110. <<https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/jrireview/pdf/6703.pdf>>; 『財政金融統計月報』のうち「租税特集」各年版等を参照した。

⁽³⁷⁾ 荒井 前掲注⁽³⁵⁾, p.94.

⁽³⁸⁾ 相続税の課税方式の 1 つで、被相続人の遺産総額を課税物件とするものである。

⁽³⁹⁾ 「相続税、贈与税など（資産課税）に関する資料」財務省ウェブサイト <https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/itn_comparison/j05.htm>

⁽⁴⁰⁾ トランプ大統領の税制改革案の大枠の公表は、スティーヴン・ムニューシン（Steven Mnuchin）財務長官及びゲイリー・コーン（Gary Cohn）国家経済会議委員長の記者会見という形で行われた。会見での両氏の発言や記者団との質疑応答等の詳細は、以下を参照。遺産税の廃止については、「We're going to repeal the death tax.」と表現されている。“Briefing by Secretary of the Treasury Steven Mnuchin and Director of the National Economic Council Gary Cohn,” April 26, 2017. White House website <<https://www.whitehouse.gov/briefings-statements/briefing-secretary-treasury-steven-mnuchin-director-national-economic-council-gary-cohn/>> トランプ大統領の税制改革については、瀬古雄祐「米国トランプ政権の税制改革案の概要」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』978 号, 2017.11.7. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10982702_po_0978.pdf?contentNo=1>; 同「トランプ政権下のアメリカにおける 2017 年税制改革の概要及び影響」国立国会図書館調査及び立法考査局編『21 世紀のアメリカ—総合調査報告書—』（調査資料 2018-3）国立国会図書館, 2019, pp.41-56. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11254535_po_20180305.pdf?contentNo=1> 等を参照。

⁽⁴¹⁾ 日向寺裕芽子・塩田真弓「「トランプ税制改革」について」財務省ウェブサイト <https://www.mof.go.jp/public_relations/finance/201802/201802h.html>; 荒井 前掲注⁽³⁵⁾, pp.91-95. 成立した税制改革法は、「Tax Cuts and Jobs Act of 2017 (P.L. No.115-97)」である。

(2) イギリス

イギリスには、遺産税方式の相続税がある。イギリスの相続税に関する近年の動向としては、次のものが挙げられる。まず、2007年に、一方の配偶者が死亡した際に利用されなかった基礎控除相当額について、他方の配偶者の死亡時に、これを利用できるという措置を導入している。また、2010年に、基礎控除額(325,000ポンド)について、従来行ってきたインフレ調整による引上げを凍結し、実質的な課税強化を行っている。2017年には、主要住居を死亡時に直系子孫に残す納税者の基礎控除額を、10万ポンド加算する改定が行われている。ただし、この改定では、遺産額が200万ポンドを超過する場合、超過金額が増加するに従って、加算されるべき10万ポンドが一定の割合で逡減する仕組みとなっている。

(3) ドイツ

ドイツには、遺産取得税方式⁽⁴²⁾の相続税がある。ドイツの相続税は、連邦が立法権を持ち、全ての州に統一的に適用されているが、税収や税務行政は州に帰属している⁽⁴³⁾。ドイツの相続税に関する近年の動向としては、控除や税率等に関するものに加えて、事業の承継に係る改定も見受けられる。2009年には、控除の引上げ及び税率区分ごとの適用金額の引上げを行う一方で、税率の引上げを行っている。また、事業の承継に関して、一定の条件を満たす場合に、85%又は100%の資産を非課税にするという特例措置が導入されている。さらに、2010年には、兄弟姉妹等に適用される税率の引下げが行われている。

(4) フランス

フランスには、遺産取得税方式の相続税がある。フランスの相続税に関する近年の動向としては、次のものが挙げられる。まず、2006年に、生前贈与の累積期間の10年から6年への短縮、2007年に、配偶者等に対する課税の免除、直系親族や兄弟姉妹に係る控除の引上げが行われている。その後、2011年に、生前贈与の累積期間の6年から10年への拡張、2012年に、直系親族等に対する税率の引上げと控除の引下げ、生前贈与の累積期間の10年から15年への拡張、生前贈与に係る一部の税額控除の廃止等という、一連の増税が行われている。2013年からは、従来実施してきた税率表等のインフレ調整の措置を取りやめている。さらに、2017年からは、3人以上の子女を有する相続人に対して認められてきた税額控除が廃止されている。

(5) イタリア

イタリアでは、2001年に廃止された相続税が2006年に復活した。廃止の際は、相続税は資産保有額が低額又は中間程度の階層に大きな影響を及ぼす一方で、富裕層がタックス・プランニングを駆使し得ること、徴税コストに比して税収がさほど高くないことをその理由として掲げていた。2006年の再導入時には、遺産取得税方式の相続税を、低額又は中間程度の階層に対する非課税措置を施して導入している。相続税の復活の背景には、EU加盟国の多くで相続税制度が存在しており、イタリアの財政収支の悪化に対して厳しい目が向けられる中で、財政収

⁽⁴²⁾ 相続税の課税方式の1つで、相続人の取得した遺産額を課税物件とするものである。

⁽⁴³⁾ 山田ちづ子「第3章 ドイツ相続・贈与税制の新展開—住宅・不動産をめぐる新たな課税スキーム—」海外住宅・不動産税制研究会編著 前掲注⁽²⁵⁾, pp.67-111.

支の悪化に対応するための税収確保の強化の意図があったものとも見られている⁽⁴⁴⁾。

(6) カナダ

カナダは1971年に連邦レベルの相続税・贈与税を廃止した。州レベルにおいても1985年のケベック州の廃止宣言を最後に、資産移転課税は姿を消した。廃止の理由としては、①農家や中小企業にとっての負担が大きくなっていったこと、②財源としての重要性が低下していたこと、③キャピタルゲイン課税が新規に導入され、夫婦間移転の場合を除き、贈与及び死亡時において、当該移転財産に係る未実現のキャピタルゲインについて、これを実現したものとみなして譲渡所得課税がなされるようになったこと、④州レベルでも他の州への資本逃避を恐れて各州が次々に廃止する行動を加速させたこと等が挙げられている⁽⁴⁵⁾。

2 相続税を存置している国々

前述した主要先進国以外の、相続税を存置している国々について、概括する。

- ① オランダは2010年に控除の引上げ、最低税率の引上げ、最高税率の引下げ、事業承継の特例拡大等を行っている。
- ② アイルランドは、2008～2009年及び2011年に税率の引上げを連続して行い、2009年と2010年に控除の引下げを行っている。2011年には、控除額の物価連動廃止も行っており、課税強化が続いている。
- ③ フィンランドでは、2008年に控除の引上げ、2009年に税率の引下げ、2012年に最高税率区分の追加等が行われている。
- ④ アイスランドは、2004年に控除の引上げ、2011年に税率の引上げ、控除の引上げ等を行っている⁽⁴⁶⁾。贈与については、所得税の枠組みを適用している。
- ⑤ ギリシャは、2008年に控除の引上げ、不動産・株式などを中心にした税率の大幅引下げ、2010年に不動産に係る控除の引上げ、現金に係る控除の廃止、税率の引上げ等を行っている。
- ⑥ このほか、スイス⁽⁴⁷⁾、スペイン⁽⁴⁸⁾、デンマーク、ベルギー⁽⁴⁹⁾、ルクセンブルク、ポーランド、ハンガリー、スロベニア、クロアチア、ブルガリア⁽⁵⁰⁾、リトアニア⁽⁵¹⁾には相続税がある。

3 相続税を存置していない国々

前述したカナダ以外の、相続税を存置していない国々について、概括する。

⁽⁴⁴⁾ 加藤浩「相続税制の改革に当たっての考え方」『レファレンス』785号、2016.6、p.19。<http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9998196_po_078501.pdf?contentNo=1>; 荒井 前掲注⁽³⁵⁾、p.94。

⁽⁴⁵⁾ 篠原正博『不動産税制の国際比較分析』清文社、1999、pp.213-272; 一高龍司「カナダ及びオーストラリアにおける遺産・相続税の廃止と死亡時譲渡所得課税制度」『日税研論集』56号、2004.12、pp.45-102; Wolfe D. Goodman, “Death Taxes in Canada, in the Past and in the Possible Future,” *Canadian Tax Journal*, vol.43 no.5, 1995, pp.1360-1376。<https://www.ctf.ca/ctfweb/Documents/PDF/1995ctj/1995CTJ5_16_Goodman.pdf> 等を参照。

⁽⁴⁶⁾ “Iceland: Budget Bill for 2011 Presented to Parliament,” *IBFD Tax News Service*, 5 October 2010 等を参照。

⁽⁴⁷⁾ スイスは、連邦としての相続・贈与税はないが、多くの州・準州(canton)で相続・贈与税を課している。

⁽⁴⁸⁾ スペインは、自治州が税率や控除額などを一定の範囲内で設定する権限を持つ。

⁽⁴⁹⁾ ベルギーは、フランドル・ワロン・ブリュッセル首都圏の各地域によって税率が異なるという地方税の性格を持つ。

⁽⁵⁰⁾ ブルガリアは、税率を自治体が決定するという地方税の性格を持つ。なお、配偶者や子・孫は免税となる。

⁽⁵¹⁾ リトアニアは、贈与については所得税を適用する。

- ① スウェーデンは2004年に相続税を廃止した。背景としては、不動産価額の高騰により、相続人の相続税納付が困難になったこと、中小事業者の事業承継の障害になったこと等が挙げられている⁽⁵²⁾。
- ② ノルウェーは、2006年に事業承継の特例導入、2009年に控除の引上げや税率の引下げを行っていたが、2014年に相続税を廃止した。背景としては、事業承継や家族間での資産移転の促進、税制の簡素化等が挙げられている⁽⁵³⁾。
- ③ オーストリアでは、2007年に、憲法裁判所が、不動産の評価と金融資産等の他の資産の評価が平等に行われていないという理由で、相続税・贈与税に係る基本的条項について違憲判決を下した。これを受けて、オーストリア政府は、2008年に相続税等を廃止した。ただし、相続及び生前贈与に係る不動産の移転に関しては不動産移転税を課すこととした⁽⁵⁴⁾。
- ④ ポルトガルは2004年に相続税・贈与税を廃止したが、その代替として、相続・贈与時に印紙税を賦課するようになった⁽⁵⁵⁾。
- ⑤ エストニアには、独立した税目としての相続税・贈与税は無いが、相続・贈与によって移転した資産は所得税の適用を受ける。
- ⑥ ラトビアには、相続税・贈与税は無いが、一定の条件を満たす親戚関係にない者からの贈与は、個人所得税の枠組みの中で課税される。
- ⑦ チェコは、2014年1月に相続税・贈与税を廃止し、相続・贈与によって移転した資産は所得税の適用を受けるようになった。ただし、ほとんどの相続・贈与は免税となる。
- ⑧ スロバキアは2004年に、キプロスは2000年に、それぞれ相続税を廃止した。ルーマニア、マルタ⁽⁵⁶⁾には相続税が存在しない。
- ⑨ オーストラリアは、1979年に相続税を廃止した。背景としては、控除水準が適正にインフレ調整されておらず資産規模が中程度のものにまで広く課税が及び、特に農家からの不満が募ったこと等が挙げられている。なお、生前贈与時には、当該移転財産に係るキャピタルゲインについて、これを実現したものとみなして譲渡所得課税がなされる⁽⁵⁷⁾。
- ⑩ ニューゼalandは、相続税を1999年に廃止したが、既に1992年から、租税回避が容易であること等の理由で税率をゼロとしていた。なお贈与税は、2010年に廃止された⁽⁵⁸⁾。

52) なお、代替として純資産に定常的に課税する富裕税が導入されたが、2007年にはそれも廃止されている。柴由花「スウェーデン相続税および贈与税法の廃止」『土地総合研究』14巻2号、2006年春、pp.21-31。<http://www.lij.jp/html/jli/jli_2006/2006spring_p021.pdf>; 中里実「終章 総括」海外住宅・不動産税制研究会編著 前掲注(25)、pp.291-331等を参照。

53) 柴由花「ノルウェーにおける相続税の廃止」『常業法学』4巻1号、2017、pp.51-67。

54) このほか、資産の生前贈与に関しては、課税は行わないものの、贈与登録法(Schenkungs meldegesetz)による報告義務を課すこととした。Marcus Drometer et al., "Wealth and Inheritance Taxation: An Overview and Country Comparison," *ifo DICE Report*, vol.16 no.2, June 2018, pp.45-54。<<https://www.ifo.de/DocDL/dice-report-2018-2-drometer-frank-hofbauer-p%C3%A9rez-rhode-schworm-stitteneder.pdf>>等を参照。

55) *ibid.*

56) マルタは、死亡に伴う不動産の移転に印紙税がかかる。

57) 篠原 前掲注(45); 一高 前掲注(45); 潤生吾「第7章 オーストラリアの相続・贈与税」海外住宅・不動産税制研究会編著 前掲注(25)、pp.245-264; 渡辺 前掲注(25); Willard H. Pedrick, "Oh, To Die Down Under! Abolition of Death and Gift Duties in Australia," *The Tax Lawyer*, vol.35 No.1, FALL 1981, pp.113-141。<<http://classic.austlii.edu.au/au/journals/UWALawRw/1982/6.pdf>>等を参照。

58) 篠原正博「第7章 資産格差と資産課税—ニューゼalandの議論—」片桐正俊ほか編著『格差対応財政の新展開』中央大学出版部、2016、pp.195-220; "Estate Duty Abolition Act 1993." New Zealand Legislation website <<http://www.legislation.govt.nz/act/public/1993/0013/latest/whole.html>>; "Gift Duty Abolition." New Zealand Inland Revenue website <<http://taxpolicy.ird.govt.nz/publications/2011-sr-gift-duty-abolition/gift-duty-abolition>>等を参照。

4 資産移転に係る課税に関する諸外国の方向性

先進国の中で相続税を廃止する国が徐々に現われているのは、これまで概観してきたとおりである。廃止・縮減の理由としては、II 1 で掲げた事由が挙げられるであろう。タックス・プランニングによる富裕層の租税回避、中小企業等の事業承継への障害、税収の少なさと徴税コストの問題等である。ほかに、統計データの不足等によって相続税に関する理論・実証分析が困難なため、相続税をその経済的役割という側面から積極的に支持することに限界があることを挙げる見解もある⁽⁵⁹⁾。

ただし、主要先進国では制度そのものはほぼ維持されており、また廃止された国々でも代替の措置が取られているケースが見受けられる。一方で課税強化へと向かう国も見られ、資産格差についての分析・指摘等⁽⁶⁰⁾が広くなされている現在、廃止・縮減傾向が続いてきた相続税の潮目が少し変わってきたと見ることも可能である⁽⁶¹⁾。

なお、相続税は、家族の連帯に関する各国ごとの規範によって、実際の課税方法に相違が生じ得る。税率の軽減や基礎控除の設定で、かなりの金額の富を子孫に渡し得るように制度を設計できるが、それらの措置は、家族に関する社会的規範の相違によるものと言い得る。相続は、単に税制だけでなく、通常のエconomic取引とは多少異質な親族法・相続法、我が国で言えば民法(明治29年法律第89号)やその背後にある家族観や社会的規範等に密接に関わる特殊な問題であるので、制度の改廃等を観察・分析する際には、課税の経済的効果の側面のみ見ては、改廃等の内実を論じ切れなるとも考えられる⁽⁶²⁾。

おわりに

相続税に関しては、「我が国では、公平感・平等感が根強いとため、相続税の強化を日本国民が大きな抵抗なく受け入れている」旨評価する意見がある⁽⁶³⁾。

一方、グローバル化が進み、担税力の高い者ほど納税する場所を自ら選択できる状況が生まれている現況下で、相続税の強化が富裕層の海外移転につながらないかという声もある⁽⁶⁴⁾。富裕層の海外転出の防止・富裕層の国内誘致の促進などの観点から相続税の強化を憂慮する声である。

資産移転課税をめぐる内外の方向性については、これまで見てきたように、国内については定まってきているように考えられるが、諸外国については、明確な潮流を見出すことは難しい。

最後になるが、資産移転課税に関連するデータを簡単に見ておこう。OECD 諸国の資産移転課税の対総税収比を見ると、ここ20年ほどは0.3~0.4%の数値を示しており、ほとんど変化がない⁽⁶⁵⁾。我が国は2016年度で1.3%程度となっており、OECD 諸国の平均値と比すると、やや高めと言える。また、我が国における世代間資産移転の推計によれば、例えば1985~2015年に

⁽⁵⁹⁾ このような廃止・縮減の理由については、立岡 前掲注36を参照のこと。

⁽⁶⁰⁾ 例えば、『レファレンス』本号所収論文の小池拓自「家計資産の現状とその格差—近年の動向と主要国との比較—」等を参照のこと。

⁽⁶¹⁾ 立岡 前掲注36

⁽⁶²⁾ 相続税と社会的規範等との関係については、加藤 前掲注44; 中里 前掲注52を参照。

⁽⁶³⁾ 森信茂樹「先進諸国のモデル? わが国相続税」『税務弘報』65巻10号, 2017.10, p.6.

⁽⁶⁴⁾ 矢内一好「富裕層課税とタックスヘイブンの動向」『税理』56巻7号, 2013.6, p.154.

⁽⁶⁵⁾ “OECD.Stat.” OECD website <<https://stats.oecd.org/>> からデータを採取。

おける年平均で、世代間移転が約 80 兆円、その内訳として遺産相続が約 48 兆円、同じく生前贈与が約 31 兆円で、世代間移転全体のうち課税対象相続が約 12 兆円という数値が見られる⁽⁶⁶⁾。

今後も、諸外国の動向を的確に把握し、入手可能な様々なデータを活用しつつ、我が国の税体系の一環としての資産移転課税のあるべき態様が探られるべきであろう。

(かとう ひろし)

(66) 北村行伸「世代間資産移転と相続税」2018.10, pp.13-16. 一橋大学機関リポジトリ HERMES-IR ウェブサイト
<<http://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/rs/bitstream/10086/29647/1/DP685.pdf>>